

**市内の空間線量率観測結果
10月も通常の範囲内でした**

毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値（月間の平均値、最小値、最大値）は、いずれも通常の値である毎時0.016〜0.16マイクロシーベルトの範囲内でした。



環境政策課（☎025・520・5690）

**従業員の市民税・県民税は
給与天引き（特別徴収）で**

給与所得者（従業員）の市民税・県民税は、給与支払者（事業主）が給与から天引きして納付することが法律で義務付けられています。パート・アルバイトや非常勤職員でも特別徴収が必要です。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、令和6年度の特例徴収の準備をしてください。

国税務課（☎025・520・5650）

詳しくは



農業所得の申告

●農業従事者

領収書などの関係書類を集計し、収入と経費を記載した収支内訳書が必要です。また、個人や法人から賃金や作業料などを受け取った場合も申告が必要です。

●小規模農家

水稲作付50アール未満の人は、調査票を市へ提出することで収支内訳書の提出を省略できるため、市民税・県民税の申告時間を短縮できる場合があります。調査票は令和6年2月上旬頃に発送します。

●田畑を小作に出している人

個人や法人から小作料を受け取った場合は、不動産所得として申告が必要です。

●法人の代表者

法人の構成員が申告しやすいよう、小作料、賃金、作業委託料、機械借上料などの項目別に支払金額をまとめ、構成員に配付してください。

国税務課（☎025・520・5650）

**建物を取り壊したら
届け出を**

固定資産税と都市計画税は、

毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。住宅や車庫などの建物を取り壊したとき（一部分の取り壊しを含む）は、現況確認が必要です。必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。

届出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。届出書は、問合せ先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、電子申請システムからも申請できます。

国税務課（☎025・520・5652）

詳しくは



**令和6年度償却資産
（固定資産税）の申告**

事務所

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有する法人や個人事業主は、令和6年1月1日現在の状況を申告期限までに申告してください。

※市内で事業に使用している資産（使用可能な資産も含む）

※土地や家屋として評価されている資産や、軽自動車税、自動車税の対象となる資産は

除く **申**令和6年1月31日①までに電子申告（eLTAX）または税務課、南・北出張所、各総合事務所へ書面で申告 ※電子申告の利用は事前に届け出が必要です **国税務課**（☎025・520・5652）

eLTAX



**道路の穴や側溝の破損を
見つけたらご連絡を**

側溝やガードレールの破損、道路の穴は通行の支障となります。特に雪が降ると、舗装が壊れやすくなり、交通事故の危険性が高まります。誤ってガードレールや道路沿いの視線誘導標（反射柱）を損傷した場合は、問合せ先へ連絡してください。また、破損箇所を見つけた場合は、電話または市公式LINEから通報してください。

国道路課（☎025・520・5774）

通報は



「平和の礎」の追加刻銘

沖縄県糸満市の平和祈念公

園内に、沖縄戦で亡くなった全ての人の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。まだ刻銘されていない人は、追加で刻銘ができます。

昭和19年3月22日〜昭和21年9月7日の間に、沖縄県区域および南西諸島周辺で沖縄戦が原因で亡くなった人 **生活援護課**（☎025・520・5697）または新潟県福祉保健総務課援護給室（☎025・280・5180）

**高田城三重櫓の冬季開館日と
ライトアップ**

国歴史博物館（☎025・524・3120）

●冬季開館日（1月〜2月）

金曜日〜日曜日、祝日
○休館日 11月〜木曜日、年末年始（12月29日①〜令和6年1月3日②）

○開館時間（12月〜3月） 11
午前10時〜午後4時

●ライトアップ

12月28日①
1月3日
①、日没〜午後2時

詳しくは

